

## 交通事故運転者の飲酒検査における消毒用エタノールの問題点

### 【飲酒検査における問題点】

日本では、交通事故が目立ってきた 1972 年から、道路上の酒気帯び運転の抜き打ち検査を実施しており、酒気帯び運転の罰金が課せられる。飲酒検査の際に、採血試料をエタノール検査に供する場合、採血部位の皮膚消毒に用いたエタノールの混入が問題となっている。

欧米諸国では、飲酒運転の最終確認にエタノールの血中濃度を用いることが多いが、皮膚消毒に用いたエタノールが混入するため、エタノール消毒は禁忌とされている。日本の飲酒検査では、多くの国と異なり呼気検査が裁判所で信頼されているため、日本ではエタノールの混入への問題に対して対応が遅れている。しかし、日本でも運転者が交通事故で負傷して病院に搬送された場合には、呼気検査は行われない。そのため、飲酒運転の有無を判断するために採血検査が必要となる。

### 【日本の現状】

救急現場での飲酒運転取り締まりのための採血時の皮膚消毒について調査した結果、イソプロパノールを消毒に用いている病院もかなり見られたが、エタノールを含む消毒薬を用いている病院は約 57%に達している。そして、救急対応では、採血にあたって消毒用エタノールが乾燥するのを常に待つ病院はほとんどなかった。また、警察への任意提供に当たっても、エタノールを消毒に用いていることを警察官に知らせるとする病院は少なかった。

### 【海外での対応】

ドイツでは、1976 年に消毒用エタノール混入の記載がすでに指摘されており、1981 年には英国における警察官命令による飲酒検査の採血にはエタノール消毒が禁止されている。また、現在の米国では、エタノール消毒で採血した試料は法的に無効としています。

### 【エタノールを使用した場合の混入について】

適正量のエタノールを用いて消毒し、1 分程度待って十分に乾燥させた後に採血した場合ほとんど混入は見られない。それに対して、濡れた状態で消毒綿を当てたまま針を抜くなどの操作で針と消毒綿が触れるとエタノールの混入が多く見られた。

### 【まとめ】

日本の医療現場で、交通事故運転者の飲酒検査の血中エタノール測定にエタノールを含んだ消毒薬を利用するには問題が多いと考えられる。そのため、飲酒運転検査には、イソプロパノールなどエタノールを含まない消毒薬を用いて採血することで、確実な血中エタノール検査が可能となる。

参考文献：日本医事新報 No. 4261 (2005 年 12 月 24 日)

以上